

この年 毛利輝元、安国寺惠瓊は吉見・益田を国替えにすべきと主張していると、毛利元康に伝える。

史料1 毛利輝元書状（厚狭毛利家文書） △山口県史三  
（端裏封ウラ書）

（墨引）元康まいる 申給へ

より  
（毛利輝元）  
右馬

吉見元康（吉見元康）  
吉見・ますたことハ先国かへ可申付哉と、此中安国寺とも被申候、色々申候処、是も秋への可然候する哉と今あたりにて分別被申候、然間吉ミ人数等召上せ、普請之儀可被申付之通、早々可被仰渡候、為御心得申候、我々ハ用捨も候つれ共、今の時分大事存候間、其段二もかまい候へて重畳申つる事候、右分先可然候、さ候て秋しとくとしらへ尤と申事候く、恐々かしく、○この文書は年月日を欠くが、慶長四年のものと考えられるので、しばらくここに収める。

四月二日 益田元祥、毛利輝元の側近榎本元吉に対し、知行替えの候補地についての要望を伝える。

史料2 益田元祥書状（毛利家文書） △大日古一二七〇  
（端裏封ウラ書）

（墨引） 益玄

榎中太様 人々御中

元祥

呉々、那賀郡只今給人ハ、周布・久代瀬兵衛・都野・尼子殿・元政様も御もち候、あそ沼・三加賀・平市允・木原次郎兵・御末様衆などにて御座候、我等も先御検地二千石余持申候、是又為御心得候、元氏も御持にて候く、以上、罷下候以後者、不得御意候、先々内々御物語申候座易所柄之儀、御内証之趣承候而、致安堵度候、筋目之者共ちらし候へて、今迄ハ余分抱置申候を、何と候ても、今一とをり放候へて、召連罷越、時々御奉公をも申上度候ての申事候、然上者、我等手前之かつてハ不入候、悪所と申ても、内之者之つきて参さう成所も候、よき所と申ても、参かね候する所も御座候条、悪所成とも、内之者之可参かたへ被仰付候様ニ、御侘言申上度候、今迄抱置候者を放候する事迷惑ニ候ての申事候、先度も如申候、石州にてハ那賀郡、我等知行之上のかたへつゝきたる所に候、江之川をへたて候て、銀山まハリ之さゝハリニも成候ハぬ所候、左候故、先年 広家様御上地にて候へ共、皆御配ニ被作せ、少も御公領等無之所候、是を被成御分別候へは、下々不残つきて可参候、又我等知行之下のしへつゝきたるハ、長州安武郡にて候、只今完道・桂五郎左・宰相様御小性衆などに被遣たるあたりに候、是ハ悪所にて、只今持かゝり之衆も、此度易候ハぬは御公役不成と被申やう之所にて候へとも、我等ためニハ近候間、内之者之つきて可参所と存候間、他国にて人のほしかり申所よりハ望ニ存候、若々 広家様へ不被進所にて候ハ、申上度候、又一方ハ吉賀郡、又山代之五ヶ八ヶ

など、我等知行つゝきたる所に候、右之内にて御分別候へは、安堵仕候、何も筋目之船頭共歴々所持仕候間、ちと難手そひ申候ハぬは、彼等か置所無之候、万一右之所々、何も御倉入ニ被仰付、御配ニ不成所にて候ハ、周防之内にてハ、とん田に被引加候て、都野郡之内にて被仰付候様申上度候、ならひと申候ても、さは郡などハ、人かす召連候て罷越候事、中く、不相成所かゝりに候、其かつて之趣者、先日も御物かたり申候つる、兎角被引合せ、御気色被計、被得 御内証候て、いつれの道ニも落着安堵仕度候、はや御配かたまり、至其于時申上候へ者、申後ニ相成候間、当時 御沙汰も候ハぬ時申上度存候、長老にて可申上候へとも、内々如申候、自然 御気色を不被計、理つよにとも御申候へ者、結句迷惑仕候間、貴所さま奉頼計候、乍去、自然御次而時之辻合せの

ためと存、大辻計をハ此已前申て置申候間、可被成其御心得候、又那賀郡之儀、時代にてこそ候へ、石州辺ニも城取共被仰付候へ者、銀山の山吹と、那賀郡之内小石見辺ニ、一城被仰付候へて不叶所からにて候条、さやうの御配之さゝハリニ可相成候哉、其さゝハリ無之候ハ、那賀郡被仰付候様申上度候、たとい城取等被仰付候共、我々事も妻子ハ不残在広島仕候からハ、被仰付候ハ、随分武具・玉薬・兵糧已下内々丈夫ニ支度仕候而、自然之時之無御氣遣様仕組候而、馳走も可仕候、此段者指出ニ非申上儀候へとも、貴様迄之申事候、自然此儀ニ付而不相成との御事とも候へはと存候て、申入事候間、御分別所仰候、書中御内見候て、以御口上、御次而ニ御披露奉頼候、重々又以上可得御意候、恐惶謹言、  
（慶長四年）  
卯月二日 元祥（花押）  
榎中太様 人々御中

この年 毛利輝元、榎本元吉に、益田氏を知行替えする気はないが、他への手前もあるとして、元祥には心配しないようにとだけ伝えさせる。

史料3 毛利輝元自筆書状案（毛利家文書）△大日古一二七一  
（端裏封ウラ書）

（墨本元吉）  
（榎本元吉）  
案文

益玄内状具見候、惣別彼仁之儀ハ健なる人にて候、以来共ニ身ニも可仕存候故、松寿母兄弟共修理申合候、其段彼方にも被存当、内意引切テ懇意之由候、然者、今度所替之儀共、惣なミ付而、内々無等閑衆など案内之被申事共にて候つ、さりながら、おもしろく仕延候而、彼仁ハ今之、分河仕内意候、面むきハ、自前ひいき申候候へは、分河仕内意候、面むきハ、自前ひいきと存可差置と、奥意存候つる、此条ハ彼玄へも申ましく候、たゝ所替之儀ハ御座候ましく候間、其不及氣遣とはかり申候て可置候、以来共無疎意身ニも可仕内意候右之段をい内々可物かたり候く、為心得候、  
○この文書は年月日を欠くが、慶長四年のものと考えられるので、しばらくここに収める。

六月二日 益田元祥、益田氏領については知行替えしないとの決定に感謝し、毛利輝元・同秀就父子に無二の奉公をなす旨、佐世元嘉に誓約状を提出する。

史料4 益田元祥起請文（毛利家文書） △大日古一九六

謹而致言上候、

一 今度御国分儀付而、御父子様御半之段々、直被 仰

聞候、誠以忝奉存候、此条他言仕間敷候事、

一 私身上之儀付而、被对佐石、内々 御内証之趣被申聞

候、殊当春御分国衆中悉座易可被仰付与之節茂、私事

当知行所御相違有間敷之通、佐石へ之御書、外聞実忝

次第、更難申上候、其上、七内縁辺等之御配、彼是以

忝段、言上之無限候、此御厚恩連々少茂不致忘脚、

殿様・松寿様へ無二之御奉公可申上内覚悟候事、

一 縁者親類、其外雖為知音之間、奉对公儀悪事同意仕間

敷候事、右条々、私内心底共候之条、自然和諱之儀申

上仁於有之者、被成御尋、御糺明之上を以テ、可被遂

御分別事可忝候、若此旨為一事偽於申上者、

梵天・帝釈・四大天王、惣而日本国中大小神祇、殊

巖嶋大明神・杵築大明神、別而氏八幡大菩薩・春日大

明神・摩利支尊天・天満大自在天神御罰、子々孫々可

罷蒙者也、仍而起請文如件、

慶長四年六月廿一日 益田玄蕃頭元祥（花押）  
佐世石見守殿

○この文書の神文以下は熊野牛王宝印の裏に記されている。